

仙台市管理監督職務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月三十日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第十一号

仙台市管理監督職務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則

仙台市管理監督職務上限年齢による降任等に関する規則（令和五年仙台市人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(特定管理監督職群を構成する管理監督職)</p> <p>第三条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。</p> <p>一 事務職員の特定管理監督職群 事務職員が配置される職のうち危機管理監、市長の事務部局の本庁（以下「本庁」という。）の局長、<u>区長</u>、税務監、担当局長、会計管理者、副教育長、人事委員会の事務局長、監査委員の事務局長、議会の事務局長、理事、本庁の次長、<u>副区長</u>、部長、防災環境都市推進室長、<u>保健所副所長</u>、<u>東北連携推進室長</u>、技術管理室長、担当部長、保健福祉センター所長、保健福祉センター次長、部に相当する公所の長、衛生研究所次長、八木山動物公園副園長、<u>総合支所次長</u>、教育委員会の事務局（以下「教育局」という。）の次長、市選挙管理委員会の事務局長、人事委員会の事務局の次長、監査委員の事務局の次長、農業委員会の事務局長、議会の事務局の次長、水道局の次長、交通局の次長、ガス局の次長、市立病院の次長及び参事の職並びに事務職員が出向し配置される消防局の局長、次長、部長、担当部長及び参事の職</p> <p>二 技術職員の特定管理監督職群 技術職員が配置される職のうち危機管理監、環境局の局長、建設局の局長、都市整備局の局長、<u>区長</u>、環境局の理事、建設局の理事、都市整備局の理事、水道局の理事、交通局の理事、ガス局の理事、健康福祉局の次長、環境局の次長、建設局の次長、都市整備局の次長、<u>副区長</u>、財政局の部長、健康福祉局の部長、環境局の部長、経済局の部長、建設局の部長、都市整備局の部長、<u>区の部長</u>、教育局の部長、水道局の部長、交通局の部長、ガス局の部長、技術管理室長、保健福祉センター次長、衛生研究所長、<u>総合支所長</u>、科学館長、衛生研究所次長、八木山動物公園副園長、<u>宮城総合支所の担当部長</u>、農業委員会の事務局長、水道局の次長、交通局の次長、ガス局の次長、財政局の参事、健康福祉局の参事、環境局の参事、経済局の参事、建設局の参事、都市整備局の参事、区の参事、教育局の参事、農業委員会の事務局の参事、水道局の参事、交通局の参事及びガス局の参事の職</p> <p>[三～五 略]</p>	<p>(特定管理監督職群を構成する管理監督職)</p> <p>第三条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。</p> <p>一 事務職員の特定管理監督職群 事務職員が配置される職のうち危機管理監、市長の事務部局の本庁（以下「本庁」という。）の局長、<u>区長</u>、<u>宮城総合支所長</u>、税務監、担当局長、会計管理者、副教育長、人事委員会の事務局長、監査委員の事務局長、議会の事務局長、理事、本庁の次長、<u>副区長</u>、<u>宮城総合支所次長</u>、部長、防災環境都市推進室長、<u>アジア太平洋防災関係級会議準備室長</u>、<u>保健所副所長</u>、<u>青葉山エリア複合施設整備室長</u>、技術管理室長、担当部長、保健福祉センター所長、保健福祉センター次長、部に相当する公所の長、衛生研究所次長、八木山動物公園副園長、<u>秋保総合支所次長</u>、教育委員会の事務局（以下「教育局」という。）の次長、市選挙管理委員会の事務局長、人事委員会の事務局の次長、監査委員の事務局の次長、農業委員会の事務局長、議会の事務局の次長、水道局の次長、交通局の次長、ガス局の次長、市立病院の次長及び参事の職並びに事務職員が出向し配置される消防局の局長、次長、部長、担当部長及び参事の職</p> <p>二 技術職員の特定管理監督職群 技術職員が配置される職のうち危機管理監、環境局の局長、建設局の局長、都市整備局の局長、<u>区長</u>、<u>宮城総合支所長</u>、環境局の理事、建設局の理事、都市整備局の理事、水道局の理事、交通局の理事、ガス局の理事、健康福祉局の次長、環境局の次長、建設局の次長、都市整備局の次長、<u>副区長</u>、<u>宮城総合支所次長</u>、財政局の部長、健康福祉局の部長、環境局の部長、経済局の部長、建設局の部長、都市整備局の部長、<u>区の部長</u>、<u>宮城総合支所の部長</u>、<u>宮城総合支所の担当部長</u>、教育局の部長、水道局の部長、交通局の部長、ガス局の部長、技術管理室長、保健福祉センター次長、衛生研究所長、<u>秋保総合支所次長</u>、科学館長、衛生研究所次長、八木山動物公園副園長、<u>秋保総合支所次長</u>、農業委員会の事務局長、水道局の次長、交通局の次長、ガス局の次長、財政局の参事、健康福祉局の参事、環境局の参事、経済局の参事、建設局の参事、都市整備局の参事、区の参事、教育局の参事、農業委員会の事務局の参事、水道局の参事、交通局の参事及びガス局の参事の職</p> <p>[三～五 略]</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)